

第8 土地の管理

1 事業用地管理

当事務所は、疎開跡地を事業用地として管理している。

疎開跡地は、戦時中の建物強制疎開により取得した土地で、戦災復興区画整理事業の計画区域内にあることから昭和22年に財務局より建設局に所管換されたものである。

その後、計画の縮小により戦災復興区画整理事業の区域外となったものが未処分のまま現在に至っているものであるが、そのほとんどは現況道路であり、戦時下の特殊状況下での取得のため境界・面積に不明な点が多く、道路管理者への引継が遅れている。

土地管理調査

(令和5年4月1日現在)

	画地(筆)	地積(m ²)	備 考
強制疎開跡地	41	2,537	荒川区内20筆 江戸川区内18筆 江東区内 1筆 足立区内 2筆

